

「砂防事業の評価手法に関する研究会」の開催について

○ 開催趣旨

砂防関係事業の事業評価については、平成 10 年度より新規事業採択時評価及び事業中の再評価、平成 15 年度より事業完了後の事後評価、平成 24 年度より計画段階評価を実施しているところであり、「砂防事業の費用便益分析マニュアル（案）」、「土石流対策事業の費用便益分析マニュアル（案）」、「地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル（案）」、「急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル（案）」（以下、「マニュアル（案）」という。）等に基づき費用便益分析を実施するとともに、その他の事業効果や事業実施環境を加味した総合的な評価などを実施しているところである。

さらに、国土交通省所管公共事業においては、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」等に基づき計画段階評価、新規事業採択時評価、再評価及び完了後の事後評価を実施することとしている。事業種別ごとの詳細な実施方法については、各実施要領第 5 の 1(1)において、「事業種別ごとの評価手法の策定に当たっては、評価手法研究委員会に意見を聴くものとする」こととされている。

砂防関係事業の費用便益分析の実施については、公共事業評価手法研究委員会での議論や近年の災害を踏まえた原単位の更新等、マニュアル（案）の改定を行い、高度化を図る必要がある。

このため今般、本研究会を開催し、検討を行うものである。